

平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名	株式会社誠建設工業
代表者の役職氏名	代表取締役社長 小 島 一 誠
(大証 第二部	コード番号：8995)
問合せ先責任者	専務取締役 中 村 剛 司
電 話 番 号	072 - 234 - 8410

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会に下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 株主の皆様への周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (2) 機動的な資本政策を遂行できるよう自己株式の取得手続きを取締役会決議へ授権するよう変更するものであります。(変更案第 8 条)
- (3) 当社は、株式公開により証券保管振替制度の適用を受けたことに伴い、実質株主に関する所要の変更を行うものであります。(変更案第 9 条第 3 項)
- (4) 資本金が平成 18 年 2 月 17 日をもって 5 億円以上になったことにより、新たに「監査役会」を組織することに伴い、所要の変更を行うものであります。(変更案第 31 条～第 35 条)
- (5) 第 15 期営業年度において、資本金が 5 億円以上になったことに伴い、第 16 期営業年度以降新たに会計監査人の監査を受けることとなりますので、会計監査人に関する規定を新設するものです。(変更案第 37 条、第 38 条)
- (6) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款に所要の変更を行うものであります。また、条文新設などに伴い対応する条番号の変更を行うものであります。
- (7) 新たに導入された株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供(変更案第 17 条)、書面取締役会制度(変更案第 24 条第 2 項)を採用するための所要の変更を行うものであります。
- (8) その他、文言を「会社法」の文言にあわせるとともに整備するものであります。

2. 定款変更案の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は70,000株とする。</p> <p>(基準日) 第6条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 2. 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、70,000株とする。</p>
	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>
<p>(名義書換代理人) 第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む)。</p>

<p>3. <u>当会社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、届出の受理その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 <u>当会社の株券の種類および株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、届出の受理その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第9条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第10条 (条文記載省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第11条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</u></p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p><u>以下同じ。)</u> <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
---	--

<p>(議事録) 第 13 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(員数) 第 14 条 (条文記載省略)</p> <p>(選任方法) 第 15 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第 16 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 17 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> 2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 18 条 (条文記載省略)</p>	<p>(議事録) 第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 17 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(員数) 第 18 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 19 条 (現行どおり) 2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 (現行どおり)</p>
---	---

<p>(取締役会の招集通知) 第 19 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 20 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 21 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第 22 条 (条文記載省略)</p> <p>(報酬) 第 23 条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p>(員数) 第 24 条 (条文記載省略)</p> <p>(選任方法) 第 25 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わる</u>ことができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第 26 条 (条文記載省略)</p> <p>(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって</u>定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使</u>することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
---	--

<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査役) 第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の議事録) 第 34 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会規程) 第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(報酬) 第 27 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第 36 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(選任方法) 第 37 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(任期) 第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第28条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第29条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株式名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。 (新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第30条 当社は、取締役の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第31条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役の決議によって、毎年9月30日を基準日として<u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>
---	--

上記変更案は、平成18年5月11日開催の取締役会にて決議されたものです。本年6月27日開催予定の定時株主総会に上程する際には、文言等の修正を行うことがあります。

以上